

安全に関する確認事項

<運用開始：平成4年11月20日 最終改訂日：令和8年3月7日>

1 大会運営時

- (1) 主催者は、運営中に起こりうる事故を想定し、事前に安全対策を講じるなど、事故防止に万全を期すこと。
- (2) 主催者は、参加予定者に関催要項等を送付する際には、安全対策事項やゴミの持ち帰りの徹底、車両に関する諸注意等を記載し、参加者に注意を喚起すること。
- (3) 主催者は、漕艇場は駐車台数が限られているので必要に応じて駐車場の確保をすること。
- (4) 主催者は、通行人や近隣住民から苦情のないように、常時気を配り適時巡回して、車両の不法駐車やゴミの状態等、周辺の状態を把握するとともに、大会終了後にも確認すること。
- (5) 主催者は、大会中の放送使用は運営上の必要最低限に止め、騒音苦情の出ないように、放送場所の切り替え・音量調整等を実施すること。
- (6) 主催者は、事前に「催物届出書」を滋賀県公安委員会あてに提出すること。

2 通常活動時

(1) 全般

- ① 艇の進行方向ならびに周囲には、常に気を配り事故防止に努めること。
- ② 舵手のいない艇は進行方向に十分注意すること。
- ③ 操業中の漁船等を発見したときは、スピードを落とし、必ずその進路を十分に確認して接触事故等の無いよう注意すること。
- ④ 早朝・日没等の暗い時間帯に練習をするときは、自艇が周囲から確認出来るよう、目立つライトを取付けること。（艇首：白色点滅灯、艇尾：赤色点滅灯が望ましい）
エイトは、特に明るいライトをつけること。
- ⑤ 救助艇であるモーターボートには、「救助艇」であることを必ず表示すること。
- ⑥ 藻取り作業中の船舶を発見した時は近づかない事。また、警戒船からの指示に従うこと。
- ⑦ 万トラブルが発生したときは、
 - ・お互いに名前・連絡先等の情報を交換し、良好な人間関係の中で事後処理にあたること。
 - ・直ちにアクシデントレポートを各所属上部団体に提出し、事故再発防止に努めること。また、情報共有を図るため、漕艇場にも報告すること。
- ⑧ 転覆・沈没し、救助を求める時には必ず手を振って救助者にその意思を示すこと。
ただし、体力の温存を最優先とする。
- ⑨ 非常時に備え、速やかに連絡がとれるように体制を整えておくこと。
- ⑩ 各団体の責任者は、所属選手の事故防止対策を徹底するとともに、日頃から安全に対する選手自身の自覚を促すよう定期的にミーティングの機会を設けること。

(2) コース

- ① 漕艇場ゴール付近の動力船の航路では、動力船を優先し、十分安全に配慮すること。
- ② コース内で漁船が操業している場合は、他のレーンを使用するか、自由水域へ移動すること。
（例：1～3レーンで操業中の場合は、ローイングは自由水域で活動する）
- ③ コース内での艇の停止は原則禁止とする。やむを得ず停止する場合は、後方から進んでくる艇を優先とし、停止艇は進行方向に向かって外側にすみやかに移動すること。
- ④ 事故防止を目的とした自転車での伴走は、歩行者を優先とし、安全な走行を心掛けること。
また、走行中のコース内への指示は禁止し、指示をする場合は必ず停止すること。
なお、伴走車は、ボート・カヌーの事故防止のための伴走をしていることを示す標示を自転車に取り付けること。

(3) 瀬田川

- ① 瀬田川では中央の動力船航路を空け、右側航行を厳守し、艇速の速い艇が中央寄り、遅い艇が岸寄りに避ける。
☆JR鉄橋と国道1号線の間は、特に停止する艇が多いことから、動力船航路を塞がない様に注意すること。
☆唐橋付近等の川幅が狭い所も衝突が多く危険なポイント。
- ② 観光船等に十分注意するとともに、艇を横一列に並べたり、船舶の前を横切るなどの行為はしないこと。
- ③ 艇の停止は原則禁止とする。やむを得ず停止する場合は、後方から進んでくる艇を優先とし岸側にすみやかに移動すること。
- ④ 漁港出入口近辺や石山寺港付近を航行する際は、動力船に十分注意するとともに艇を停止しないこと。
- ⑤ 橋脚付近では以下の危険があるため、停止はしないこと。
 - ・橋脚に隠れ、他艇からの視認が難しい。
 - ・流れが不安定であり、橋脚への接触事故の懸念がある。

(4) 瀬田川の増水期における留意事項

- ① 南郷洗堰の放流量が毎秒300トンを超えると、瀬田川の流れが速くなり、特に橋脚部は流れが複雑で渦を巻くなど危険なため、練習をする場合は原則として、琵琶湖漕艇場のコース内またはコース近辺の水域で行うこと。やむを得ず、瀬田川で練習をする場合は、石山寺港乗船場から下流には絶対に行かないこと。
- ② 南郷洗堰の放流量が全開（毎秒約600トン）または全開に近い時は、瀬田川の流れが最も速く毎秒1.5m以上となり特に危険なため、瀬田川での練習は自粛すること。
南郷洗堰の放流量が全開の時は、国土交通省琵琶湖河川事務所から放送が入るとともに、唐橋公園、石山港対岸、京滋バイパス陸橋東側の電光掲示板で表示される。また、放流量の変更は逐次琵琶湖漕艇場に連絡が入るため、異常を感じた時は漕艇場に確認すること。

3 琵琶湖漕艇場の警告灯・信号灯について

事故防止のため、コースの状況等によって漕艇場管理棟壁面に設置している警告灯を点灯し、併せて赤白ポールに設置している信号灯を点灯する。管理棟壁面の警告灯・赤白ポールの信号灯における表示は次のとおり。

状況	管理棟壁面：警告灯	赤白ポール：信号灯
南郷洗堰600トン以上放流時（全開時）	赤色警告灯の点滅	赤色信号灯の点灯
南郷洗堰300トン以上放流時	黄色警告灯の点滅	黄色信号灯の点灯
漕艇場コース占有中（競技会等）	緑色警告灯の点滅	緑色信号灯の点灯
コース閉鎖中（ブイ設置・撤去等）	—	赤色信号灯の点滅

4 その他事項

- ① 漕艇場付近や瀬田川水域における工事着工など練習時の安全確保に必要な事項は、団体代表者宛、E-mailで配信するので、部員、関係者等に周知・徹底すること。さらに、河川工事に伴う監視船が配置されている場合は、その指示に従うこと。
- ② 南郷洗堰の放流量が毎秒300トン以上の変更等についても、緊急連絡をE-mailで配信するので、確認し、周知すること。
- ③ 各団体受信代表者、またはアドレスが変更になった場合は、速やかに変更内容を連絡すること。
E-mail：boat@bsn.or.jp